



高校在学時に奨学金を受給し、現在も勉学に励む大学生たち

The
Foundation
for
Korean
Students
in Japan

公益財団法人 在日朝鮮学生支援会

古代エジプトで「緑」は、植物の芽吹きにちなんで「永遠の生命」や「再生・復活」を意味しました。本財団は「緑」をイメージカラーとし、在日コリアン学生の教育環境の回生に寄与します。

- ・ 2011年 7月 1日 一般財団法人 在日朝鮮学生支援会 設立、登記
- ・ 2011年 11月 6日 東日本大震災で被災した在日朝鮮学生を助成
- ・ 2012年 2月 20日 内閣府より公益財団法人として認定
- ・ 2012年 3月 9日 2011年度分を支給(16名。大学生、大学院生のみ)
- ・ 2012年 12月 4日 2012年度分を支給(34名。ここから高校生にも適用)
- ・ 2013年 12月 3日 2013年度分を支給(51名)
- ・ 2014年 5月 8日 公益財団法人 公益法人協会 加入
- ・ 2014年 5月 16日 内閣府より新事業認定



代表理事
朴 英雄

在日コリアン学生の学びの機会を保障し、勉学の手助けをしたいというささやかな思いから発足した本財団も、はや4期目を迎えることとなりました。

東日本大震災による甚大な被害、各種奨学制度と高校授業料無償化制度からの対象除外、政治的理由による自治体からの助成金カット等、在日コリアン学生を取り巻く学びの環境は日に日に厳しさを増しましたが、そのような中でも、一人一人の善意を集め、寄付をくださったその方々の心までも込めて、不遇な立場にいる在日コリアン学生たちに奨学金を届けてきたこの三年間を、わたくしどもは今、感慨深く振り返っております。また、このような実績により、本財団とその活動の認知度が高まったことも、まことにうれしく考えております。

私どもは三年の区切りを契機に、本財団をよりステップ・アップさせ、奨学事業、国際交流助成事業に加え、「トップアスリート、トップアーティスト育成助成事業」を新しく展開していくことになりました。

私どもは、本財団の活動の趣旨にご賛同くださる方なら、どなたからでも国籍や民族を問わず幅広くご協力をいただき、募金の対象を富士の裾野のように広げ、在日コリアン学生の健全な育成によりいっそう貢献していきたいと考えております。

今後とも本財団の活動へのご理解、ご支援を心よりお願い申し上げます。



内閣総理大臣名義の認定書

※本財団における「在日朝鮮学生」とは、国籍による区別ではなく、その出自が朝鮮半島で、現在日本に永住する者をいいます。

奨学事業



経済的に困難でありながら、学校法に定める一条校の学生ではないため応募資格自体が認められなかったり、応募は出来ても選考結果により奨学制度からの恩恵を受けられなかったりして、学業に支障を受けている在日朝鮮学生に財政的な支援を行うことで学ぶ権利を保障し、国際性豊かな人材を育成することにより、多文化共生の実現と発展に寄与することを目的としています。

対象は、高校、大学、大学院に通いながらいかなる奨学制度からの恩恵も受けていない在日朝鮮学生で、学業および学術研究と国際交流活動に熱心に取り組む、かつ成績優秀で学費の支弁が困難な者となります。

	支給日			総金額 (万)	対象		計
	年	月	日		高校生	大学・大学院生	
2011年度	2012	3	9	576	0	16	16
2012年度	2012	12	4	756	19	15	34
2013年度	2013	12	3	972	35	16	51
合計				2304	54	47	101



国際交流助成事業



◀ ドイツの大学との
学術文化交流事業

▶ 第12回南北コリア
と日本のともだち展
(子どもたちの絵
画交流 / ワーク
ショップ)



健全なる青少年の育成と国際感覚の涵養等の教育的見地から、在日朝鮮学生の参加する国際交流事業に対して助成を行います。

これまで本財団では、日本と在日コリアンの大学生友好ネットワーク事業、ドイツの大学との学術文化交流事業、玉川上水の清掃ボランティア事業などに助成を行なってきました。

今後は対象を公募し、日本と在日コリアンの学生たちが参加する、さまざまな国際交流事業に幅広く助成を行う予定でいます。

トップアスリート・トップアーティスト育成助成事業



スポーツ、文化芸術分野で国際的に活躍し得る人材を育成するため、各分野で将来性があると認められる在日朝鮮学生に助成を行います。

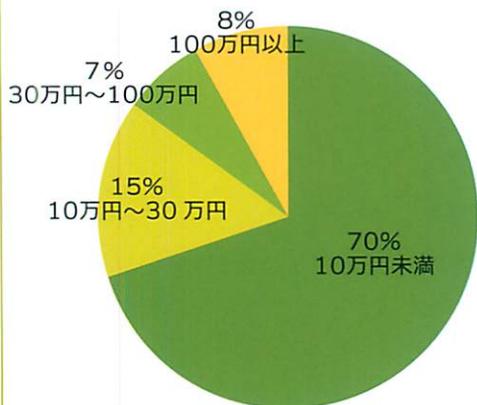
2020年の東京オリンピック開催までを見るだけでも、今年秋のアジア大会(仁川)、2018年の冬季五輪(平昌)、2019年秋のラグビーワールドカップ(日本各地)と、この地域で行なわれる国際スポーツイベントは目白押しです。このような場で、在日の若い可能性のある人材が国家代表選手として活躍するのは、みんなの夢です。

国際舞台で在日のスポーツマンが活躍できるよう、みんなで力を合わせてサポートしていきましょう。あわせて、音楽、美術、民族舞踊等の芸術分野における有為な人材も私たちが発掘し、育てていきましょう。

目指せ、金メダル!

夢のオリンピックに在日から代表を!

〔寄付金額の割合〕

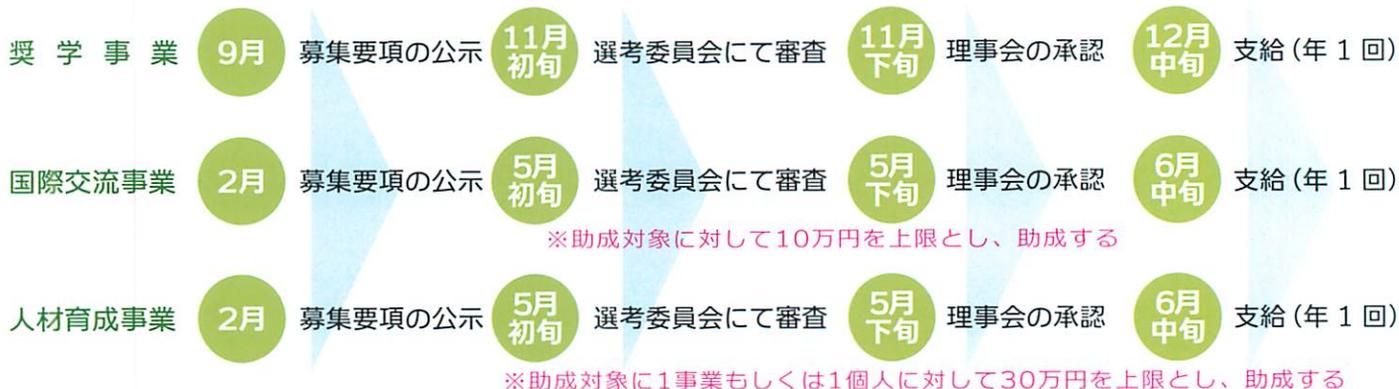


2011年度から2013年度までに個人、法人、団体、集會名で寄せられた229件の寄付金4,048万円の内訳は上記図のとおり。一件あたり3万円以下の寄付金で過半数にのぼり、10万円未満の寄付金で全体の約7割が占められている。本財団の事業が特定、少数の大口寄付者によって運営されているのではなく、裾野の広い、多数の小さな良心、善意により支えられていることが見て取れる。2014年度は募金目標を1,600万円としている。



マラ・バーヘイデン・ヒリアード 国際人権弁護士 Marie Luhy-Hietanen	ブライアン・ベッカー 「反戦反人種差別行動」(ANSWER)事務総長 Brian Becker	ミシェル・チヨストフスキー カナダ・オタワ大学 名誉教授 Michelle Chostkofsky	ウィリアム・ラムゼイ・クラーク アメリカ合衆国 第66代司法長官 William Ramsey Clark
---	---	--	--

在日朝鮮学生への学びの権利を擁護し支援していただく賛同者は、日本、朝鮮半島、中国など東アジアはもちろん、アメリカやヨーロッパへと国際的にも大きな広がりを見せています。



事業目的及び内容

この法人は、在日朝鮮学生の健全な育成のため、その就学を支援し、国際性豊かな人材を育成することにより日本と朝鮮半島の友好親善および国際交流に寄与する事業を行います。

この法人は、目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 在日朝鮮学生に対する奨学事業
- (2) 国際交流事業に対する助成事業
- (3) 国際的に活躍しうるトップアスリート、トップアーティスト育成のための助成事業

特定寄付金も受け付けます。
特定寄付金は、寄付者が用途を特定する寄付金です。

寄付金の税制優遇について

公益財団法人である在日朝鮮学生支援会へのご寄付は、特定公益増進法人への寄付として税制上の優遇措置を受けられます。

【法人の場合】

一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、下記の算式の損金限度額まで損金として算入することができます。

$$\text{公益財団法人に対する寄付金の損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} * \text{当期の月数} / 12 * 2.5 / 1000 + \text{所得の金額} * 5 / 100) * 1 / 2$$

*「資本等の金額」は、資本金と資本積立金額の合計額です。

【個人の場合】

所得金額の40%を上限として、寄付金の合計金額から2千円を差し引いた金額が、課税所得から控除されます。また、所得控除との選択で税額控除制度の適用を受けることができることとなりました。

$$\begin{aligned} &(\text{所得控除}) \text{ 総所得金額等} - (\text{寄付金額} - 2,000) = \text{課税所得金額} \\ &(\text{総所得金額の40\%が上限}) \\ &(\text{税額控除}) (\text{寄付金額} - 2,000) * 40\% = \text{税額控除額} \\ &(\text{所得税額の25\%が上限}) \end{aligned}$$

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

公益財団法人 在日朝鮮学生支援会

〒187-0032 東京都小平市小川町 1-700

電話・FAX042(346)0520

<http://zainichisienkai.or.jp/>

三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所
(普) 0039619

公益財団法人 在日朝鮮学生支援会